

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第70号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第20条第21号の 6中「第43条の 5第 1項」を「第47条第 1項」に、同条第21号の 6の 2中「第43条の 5第 6項」を「第47条第 6項」に改める。

第 3号様式中「自立訓練」の次に「・就労選択支援」を加える。

第21号様式の 6中「第43条の 5第 1項」を「第47条第 1項」に改める。

第21号様式の 6の 2中「第43条の 5第 6項」を「第47条第 6項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」と

いう。)の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。